

歯科診療報酬点数表（令和4年4月版） web追補⑥

（令和5年6月・社会保険研究所）

web追補は、原則として材料価格等の改正のみに対応した追補となります。

- ・「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（令和5年6月30日厚生労働省告示第221号）（令和5年7月1日適用）
- ・「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」等の一部改正について」（令和5年6月30日保医発0630第1号）（令和5年7月1日適用）

により、材料価格・材料点数の一部が改正されます。

- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」等の一部改正について」（令和5年6月30日保医発0630第1号）による使用歯科材料の改正（令和5年7月1日適用）

※以前のweb追補で改正のあった部分は青色のアミを附しています。

頁	保険医療材料	令和5年6月まで	令和5年7月から
196頁	M010 金属歯冠修復（1個につき） <ol style="list-style-type: none"> 1 14カラット金合金 <ol style="list-style-type: none"> (1) インレー <ul style="list-style-type: none"> 複雑なもの 1,057点 (2) 4分の3冠 1,321点 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） <ol style="list-style-type: none"> (1) 大白歯 <ul style="list-style-type: none"> イ インレー <ul style="list-style-type: none"> a 単純なもの 408点 b 複雑なもの 754点 ロ 5分の4冠 948点 ハ 全部金属冠 1,194点 (2) 小白歯・前歯 <ul style="list-style-type: none"> イ インレー <ul style="list-style-type: none"> a 単純なもの 277点 b 複雑なもの 552点 ロ 4分の3冠 682点 ハ 5分の4冠 682点 ニ 全部金属冠 855点 		
197頁	M010-3 接着冠（1歯につき） <ol style="list-style-type: none"> 1 金銀パラジウム合金（金12%以上） <ol style="list-style-type: none"> (1) 前歯 682点 (2) 小白歯 682点 (3) 大白歯 948点 		

198頁	M010-4 根面被覆（1歯につき） 1 根面板によるもの （1）金銀パラジウム合金（金12%以上） イ 大白歯 ロ 小白歯・前歯	408点 277点	370点 252点
198頁	M011 レジン前装金属冠（1歯につき） 1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	1,064点	966点
203頁	M017 ポンティック（1歯につき） 1 鑄造ポンティック （1）金銀パラジウム合金（金12%以上） イ 大白歯 ロ 小白歯 （2）（略） 2 レジン前装金属ポンティック （1）金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 イ 前歯 ロ 小白歯 ハ 大白歯 （2）（略）	1,374点 1,035点 826点 1,035点 1,374点	1,247点 939点 749点 939点 1,247点
207頁	M020 鑄造鉤（1個につき） 1 14カラット金合金 （1）双子鉤 イ 大・小白歯 ロ 犬歯・小白歯 （2）二腕鉤（レストつき） イ 大白歯 ロ 犬歯・小白歯 ハ 前歯（切歯） 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） （1）双子鉤 イ 大・小白歯 ロ 犬歯・小白歯 （2）二腕鉤（レストつき） イ 大白歯 ロ 犬歯・小白歯 ハ 前歯（切歯）	1,369点 1,114点 1,114点 855点 659点 1,099点 859点 754点 656点 608点	1,415点 1,151点 1,151点 884点 681点 997点 780点 684点 595点 552点
207頁	M021 線鉤（1個につき） 2 14カラット金合金 （1）双子鉤 （2）二腕鉤（レストつき）	655点 506点	676点 523点
208頁	M021-2 コンビネーション鉤（1個につき） 1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 （1）前歯 （2）犬歯・小白歯 （3）大白歯	304点 328点 377点	276点 298点 342点

208頁	M021-3 磁性アタッチメント（1個につき） 2 キーパー付き根面板（根面板の保険医療材料料（1歯につき）） (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） イ 大臼歯 ロ 小臼歯・前歯	754点 552点	684点 501点
209頁	M023 バー（1個につき） 1 鋳造バー (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）	1,761点	1,598点

- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（令和5年6月30日厚生労働省告示第221号）による材料価格基準の改正（令和5年7月1日適用）

286頁

VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格			
品名	単位	令和5年6月まで	令和5年7月から
002 歯科鋳造用14カラット金合金 インレー用（J I S適合品）	1 g	6,596円	6,817円
003 歯科鋳造用14カラット金合金 鉤用（J I S適合品）	1 g	6,579円	6,800円
004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1 g	6,729円	6,950円
005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S適合品）	1 g	6,556円	6,777円
006 歯科鋳造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S適合品）	1 g	3,391円	3,077円
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S適合品）	1 g	3,994円	3,781円